

# 佐世保工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育プログラム履修規則

(令和3年3月23日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「本プログラム」という。）について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、Society5.0の実現を迎えるこれからの社会において必要な数理・データサイエンス・AIに関する基礎的素養を学生に対して修得させるとともに、意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生を対象とする。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

(授業科目及び単位数)

第5条 本プログラム科目は、佐世保工業高等専門学校学則別表第1及び第2に掲げる科目のうち、別表に掲げる科目とする。

(修得レベル及び修了要件)

第6条 本プログラムに、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」および、自らの専門分野に応用するための基礎を修得する「応用基礎レベル」を設ける。

2 本プログラムにおける修了要件は次の各号とし、全てを満たした者に、修了証書を授与する。

(1) 本校の卒業認定に必要な単位を修得すること。

(2) 第5条に定める授業科目をすべて修得すること。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了の認定は、運営会議において行う。

(修了証書の授与)

第8条 第6条第2項の修了要件を満たした学生に修了証書を交付する。

2 修了証書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 修了証書は、卒業証書授与の際に授与する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月23日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和4年3月30日から施行し、第6条に定める応用基礎レベルについては平成30年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年2月6日一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。